

昭和二十五年四月十八日受領
答弁第一二二三号

(質問の 一二三)

内閣衆質第一一〇号

昭和二十五年四月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員土橋一吉君提出国家公務員共済組合掛金の値上げに関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員土橋一吉君提出国家公務員共済組合掛金の値上げに関する質問に対する答弁書

一 について

政府は共済組合の内、短期給付事業の運営において収入が支拂を賄うに足りない状況にあるものに対して、かかる状態を改善するため国庫交付金及び組合員掛金の引上げをすることが必要である旨これらの組合に注意した。

政府としては、最終的値上率案を示した事実はない。但し、組合提出の資料に基づいて作成の上組合に示した試算表があるから、これを添付する（「別添資料一」参照）。組合は、この試算表について検討を加えらるとともに、更に最近の資料に基づいて補正の上政府の承認を経て決定しつつあるものであるから念のため申し添える。

二 について

国家公務員共済組合法第九條の規定に基づいて組合から提出した最近の月報による長期及び短期の給付

受給件数は「別添資料二」のとおりである。

給付の内容及び理由は「別添資料三」のとおりである。

三 について

「給付を受ける者の主なる理由が政府の低賃金政策と労働強化による傷病（過労、肺結核等）である」とは認められない。

資料一

非現業共済組合の短期給付所要財源率改訂(案)主計局共済課(二五、三、三〇)

組合名	財源率		未拂金の償却財源率を加算した場合				
	未補整改訂 所要財源率	償却年数	同一年	同二年	同三年	同四年	同五年
労働省	〇、〇八八	〇、〇九四	〇、〇九四	〇、〇九二	〇、〇九〇	〇、〇九〇	〇、〇九〇
大蔵省	〇、〇八二	〇、一〇〇	〇、〇九六	〇、〇九二	〇、〇八八	〇、〇八八	〇、〇八六
厚生省	〇、〇八二	〇、〇九六	〇、〇九四	〇、〇九〇	〇、〇八八	〇、〇八八	〇、〇八四
建設省	〇、〇七八	〇、〇八八	〇、〇八六	〇、〇八四	〇、〇八二	〇、〇八二	〇、〇八〇
通産省	〇、〇七六	〇、〇九四	〇、〇九〇	〇、〇八六	〇、〇八四	〇、〇八四	〇、〇八〇

運輸省	〇、〇七二	〇、〇八〇	〇、〇七八	〇、〇七六	〇、〇七六	〇、〇七四
法務府	〇、〇六六	〇、〇六八	〇、〇六八	〇、〇六六	〇、〇六六	〇、〇六六
裁判所	〇、〇六六	〇、〇六六	〇、〇六六	〇、〇六六	〇、〇六六	〇、〇六六
警察	〇、〇六六	〇、〇六六	〇、〇六六	〇、〇六六	〇、〇六六	〇、〇六六
農林省	〇、〇六二	〇、〇六八	〇、〇六六	〇、〇六六	〇、〇六四	〇、〇六四
特別調達庁	〇、〇六二	〇、〇七六	〇、〇七二	〇、〇七〇	〇、〇六八	〇、〇六四
刑務省	〇、〇五八	〇、〇五八	〇、〇五八	〇、〇五八	〇、〇五八	〇、〇五八
外務省	〇、〇五六	〇、〇五六	〇、〇五六	〇、〇五六	〇、〇五六	〇、〇五六
国民金融公庫	〇、〇五四	〇、〇五四	〇、〇五四	〇、〇五四	〇、〇五四	〇、〇五四
総理府	〇、〇五四	〇、〇五四	〇、〇五四	〇、〇五四	〇、〇五四	〇、〇五四
衆議院	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇五〇
参議院	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇五〇
經濟安定本部	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇五〇
會計検査院	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇五〇
計	〇、〇六八	〇、〇六八	〇、〇六八	〇、〇六八	〇、〇六八	〇、〇六八
公立学校	〇、〇五六	〇、〇五六	〇、〇五六	〇、〇五六	〇、〇五六	〇、〇五六

地方職員 〇、〇五八 〇、〇五八 〇、〇五八 〇、〇五八 〇、〇五八 〇、〇五八
 總計 〇、〇六〇 〇、〇六〇 〇、〇六〇 〇、〇六〇 〇、〇六〇 〇、〇六〇

資料二

共濟組合別給付件数調

(一) 短期給付

組合名	保健給付		罹災給付		休業給付		計
	一月	二月	一月	二月	一月	二月	
衆議院	五二	七一	二八	一七	一	四九〇	五〇一 七六
參議院	四九	二七	三六	八	一	四九七	四九七 二四八 三六
總理府	二六二	八七〇	一九七五	六	四	一五〇	一四 三三 二七四九 八八八 二、〇〇九
法務府	七〇〇	七五五	七八六四	一四	八	四	一九一 三三 七〇六三 七五九四 七九〇一
外務省	四八二	五九	三八三	七	一	六	四四 五 四五五 五三三 三八八
大藏省	七〇七	二四、三六〇	三六、四四五	五	一八四	一三	五〇 六四 六六 七、一三八 二四、五〇八 二六、五四三
文部省	一六、四八九	一三、三〇六	二九、六四六	一一三	二	五	一七 三六 四〇 一六、六二八 一三、三六三 二九、七四四
農林省	三、〇六九	一〇、八九三	二二、九五五	七	一五三	三〇	三五 三二 二六 三〇、一六一 一一、〇六五 三三、〇一一
通産省	六、二六〇	三、三〇八	四、五八三	九	三	一七	二二 一九 三三 六、三三三 三、三六三 四、六三三

運輸省	七、六三	五、三九九	九、四八九	三	四	二	五〇	五九	八三	七、二四三	五、四九九	九、五八三
厚生省	三、六七	三、一九三	二、八四九	二〇	三五	一	一六四	二七	一六七	三、八五五	三、四五四	三、〇一七
労働省	六、五九九	三、〇六四	五、七九四	三	一三	二	四	四九	六、六二二	三、一三六	五、九〇三	
建設省	一、三六	二、三八二	六、三三四	三	四	三	五	七	三〇	一、三三三	二、三九三	六、二八七
裁判所	四、〇五七	四、四三一	八、五九六	二七	二	三	八	二	五	四、〇九二	四、四三五	八、六〇四
会計検査院	六三	四三九	四二	一	一	一	七	七	七	六三八	四三六	四三〇
警察	四〇、〇三八	五、六九一	八、四八六	一四	一八	四	六	三	四	四、〇六五	五、七、〇三〇	八、四九五五
刑務	七、四二	五、九八二	八、八五三	一	四	一	八	一	一六	七、四三〇	五、九六六	八、八六九
公立学校	(三、八三三)	一九、八八一	一、八三、七五	二、九、六八二	(三七)	七〇	五九	六	一五	四一九	二、七、二八三、四五〇	二、九、六三五五
地方職員	三、四、八五四	四、六七一	六、〇、三九六	四三	(九)	三	二七	四	八	三、四、九三四	四、一、七五五	六、〇、五二六
特別調達庁	二、三、六一	一、四〇三	三、一、一三	九	一	一	三	一六	二、三、八二	一、四、一八	三、一、二九	
経済安定本部	三、七三	八、七四	二、八、一六	二	二	二	三	二	八	三、七	八、七六	二、八、三六
国民金融公庫	一、六	三、四八	二、七	一	一	一	一	一	一	一、六	三、四九	二、七
計	(三、八三三)	(三、四〇〇)	(五、七〇)	(三七)	(一一)	八、八	五、三	六、八	一、三、〇九	(三、八六八)	(三、四二一)	(五、七)
	三、六、四〇	三、九、四六	五、八、一八	四	七、五	二、三、九	八、八	五、三	六、八	一、三、〇九	三、八、二	四、九
	三、六、四〇	三、九、四六	五、八、一八	四	七、五	二、三、九	八、八	五、三	六、八	一、三、〇九	三、八、二	四、九
土木	二、四、五〇	三、四、一	六、一、五、六	二	五	一〇	二、七	一、八	三、六	二、四、九	三、四、六、四	六、三、〇、三

国鉄	三六、五四二、四三〇、四一九、四、五八	五三	二二	八九四、五〇四、六四三、四、九五	三三、五六六、二九一、五九一、九六〇、二
郵政	一三、九四〇、一一、九五、一九三、八七	六五	一一	一八四、一五四、三四六、五三七	一一四、〇〇九、一一、四〇二、一九三、四九三
電通	三、九六四、〇六四、八六、四三三	三五	二〇	四、一五七、四六六、五四三	三三、三〇八、四〇、六八〇、八七、〇三三
専売	一九、四九〇、二、二六六、二七、九〇	三	三	三	一九、五六〇、二、三三七、二七、九九三
印刷	三、八八一、五、五〇〇、六、三六	一	一	四、六	三、九三八、五、六一、六、三九五
造幣	二、二七四、一、七九九、一、四五二	一	一	一〇、二	二、三八四、一、七九九、一、四八五
営林	七、五六九、一〇、六四九、一三、五〇〇	二	五	三、六	七、六六七、一〇、七七一、一三、六八九
計	三九九、〇三四、四〇八、九七、五九九、一〇〇、一〇、九四	六三	〇	三三、五、一〇三、五、六三、六、三、四六	四〇五、三三〇、四二五、三三八、五五、七七九
合計	(三三、八三三) (三、四〇〇) (五七〇) (三七) (一一)			一一、七、五、六、三、五、九	(三三、八六八) (三、四一一) (五七二)
	七、一、五〇四、七、九、四、五、二、二、九、三、一、八、九、二、九、三			七、六、五、五	七、九、〇、三、一、八、〇、六、六、七、二、二、〇、七、〇

(註) () は締切後の追加提出分

(2) 長期給付

組合名	区分	退職給付					廃疾給付					遺族給付					計
		一〇月	二月	三月	一〇月	二月	三月	一〇月	二月	三月	一〇月	二月	三月				
非現業組合		一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	四	一三四	
土木		六三三	四六	六〇二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六二八	
																六二八	

給付種目	区分	内容	理由
国鉄			
郵政			
電通			
専売			
印刷			
造幣			
営林			
非現業共済組合連合会			
計			
合計			

共済組合給付内容及び理由調

療養の給付又は療養費
 厚生大臣の定める基準によ
 るが初診料は、組合員が負
 担する
 組合員が公務に因らないで病気に
 又は負傷した場合

休 業 給 付			保 健 給 付					
休 業 手 当 金	出 産 手 当 金	傷 病 手 当 金	家 族 埋 葬 料	埋 葬 料	哺 育 手 当 金	配 偶 者 分 べ ん 費	分 べ ん 費	家 族 療 養 費
欠勤一日につき俸給日額の十分の六	欠勤一日につき俸給日額の十分の八	欠勤一日につき俸給日額の十分の八	俸給の半月分 但し、最低保償二、〇〇〇円	俸給の一月分 但し、最低保償四、〇〇〇円	哺育期間一月につき二〇〇円、支給期間は分べんの日から引続き六月間	俸給の半月分	俸給の一月分	療養の給付又は療養費の場合の半額
組合員が私事故障その他の事由により勤務に服することのできない場合俸給の全部又は一部が支給されないとき	組合員が分べんのため勤務に服することができない場合俸給が全部又は一部が支給されないとき	組合員が公務に因らないで疾病にかかり又は負傷し引き続き勤務に服することができない場合俸給の全部又は一部が支給されないとき	組合員の被扶養者が死亡した場合	組合員が公務に因らないで死亡した場合埋葬を行う者に支給する。	組合員又はその被扶養者である配偶者が分べんし且つ哺育する場合	組合員が分べんした場合	組合員が分べんした場合	組合員の被扶養者が疾病にかかり又は負傷した場合

付給疾廃		付給職退		付給災罹		
廃疾一時金	廃疾年金	退職一時金	退職年金	災害見舞金	家族弔慰金	弔慰金
俸給の十月分	廃疾の程度	組合員であつた期間に應じ俸給日額の八五分	組合員であつた期間に應じ俸給日額の四十分を毎に俸給日額の四分を加算する	損害の程度により最高俸給の三分、最低俸給の半分	俸給の半月分	俸給の一月分
	二級 俸給の四月分					
	一級 俸給の五月分					
同上但し、廃疾一時金を受ける程度の廃疾の状態にある場合	組合員であつた期間六月以上の者が公務に因らないで疾病にかかり又は負傷し、若しくはこれにより発した疾病のため、退職した場合において、療養の給付を受けた日から又は療養費の給付事由の発生した日から起算して三年以内に治癒したとき又は治癒しないがその期間を経過したとき廃疾年金を受ける程度の廃疾の状態にある場合	組合員であつた期間六月以上二十年未満の者が退職又は長期給付の適用を受けない組合員になつた場合	組合員であつた期間二十年以上の者が組合員の資格を喪失した場合死亡する迄支給する。但し年令満五十歳に達するまではその支給を停止	組合員がその住居又は家財に損害を受けた場合	組合員の被扶養者が水震火災その他の天災により死亡した場合	組合員が水震火災その他の天災により死亡した場合

